

岩手県告示第 351 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が病院（診療所）を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 4 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
ふじメンタルクリニック	盛岡市上田一丁目 3 番 10 号イースタンキャッスル 201 号	平成 19 年 2 月 28 日
吉田消化器科内科	盛岡市東見前 8 地割 20 番地 16 号	”
おりそ内科・循環器クリニック	二戸市福岡字長嶺 35 番 4 号	平成 19 年 3 月 31 日
雫石町立雫石病院	岩手郡雫石町千刈田 5 番地 1	”